

基礎・境界ソサイエティ調達運用規程

(平成 26 年 4 月 11 日 制定)
(平成 26 年 11 月 25 日 一部改正)
(平成 27 年 5 月 19 日 一部改正)
(2018 年 12 月 6 日 一部改正)
(2019 年 4 月 25 日 一部改正)

本規程は、理事会制定「調達手続き」に基づき、基礎・境界ソサイエティにおける調達運用について定めることを目的とする。

第 1 章 総則

- 第 1 条 本ソサイエティにおける予算執行に係る事項の判断権限および最終責任は、ソサイエティ会長に帰する。
- 第 2 条 ソサイエティ会長は、予算執行の判断権限ならびに契約手続きの決裁権限（以下、執行・決済権限）を他の者に委譲した場合においても、権限委譲した事項について被権限委譲者の権限の行使に対して最終責任を負う。
- 第 3 条 予算執行にあたり契約行為等が発生する場合には、理事会が制定する「責任委任項目・稟議項目」に従いソサイエティ会長が決裁する。
- 第 4 条 物品等の調達を行う場合には、理事会が制定する「調達手続き」に従って手続を進める。

第 2 章 権限委譲

- 第 5 条 ソサイエティ会長は、下記条件にあてはまる場合には、その執行・決済権限を下記のとおり委譲できるものとする。
- ア) ソサイエティ運営規程第 4 条の各委員会に割り当てられた予算の執行の内、1 件 10 万円未満（税込）の支出予定については、各委員会の委員長に委譲できる。
- イ) サブソサイエティに割り当てられた予算執行の内、1 件 100 万円未満（税込）の特定資産による支出予定については、サブソサイエティ長に委譲できる。
- ウ) 1 件 10 万円未満（税込）の「その他の事業費」に関わる支出予定については、被権限委譲者および権限委譲について、その都度サブソ・研専会議にて承認を受け、運営委員会にて報告することにより委譲できる。
- エ) 1 件 100 万円未満（税込）の「その他の事業費」に関わる支出予定については、被権限委譲者および権限委譲について、その都度運営委員会にて承認を受けることにより委譲できる。
- オ) 国際会議および国内会議（第二種研究会も含む）については、会議計画趣意書内に執行・決裁に関する被権限委譲者を記載し、サブソ・研専会議での審議決定の後、運営委員会にて承認を受けることで委譲できる。なお、計画趣意書を提出しない会議については、会議開催毎に会議予算執行・決済委譲申請書を提出し、サブソ・研専会議での審議決定の後、運営委員会にて承認を受けることで委譲できる。
- カ) 上記以外の予算執行において権限委譲が必要となる場合には、運営委員会にて承認を受けるこ

とにより委譲できる。

第3章 補則

第6条 本規程の改廃については、運営委員会の承認を必要とする。

附則 本規程は平成26年4月11日から施行する。

附則 本規程の2018年12月6日改正は、改正日から施行する。

附則 本規程の2019年4月25日改正は、2019年6月6日から施行する。